

事業主 殿

(一社)大分県労働基準協会佐伯支部

## 高所作業車運転技能講習の開催について(ご案内)

(作業床高さ10m以上)

標記技能講習を下記のとおり実施いたしますので、この機会に是非受講されますよう、ご案内申し上げます。

## 記

## 1 日時・場所

		講習日	時間	場所	申込締切日
1	学科	平成30年 9月3日(月)	8:40~19:20 (受付 8:30~)	佐伯市保健福祉総合センター(和楽) (佐伯市向島1丁目3番8号)	8月20日 (月)
	実技	9月4日(火)	8:15~17:00	大分県労働基準協会教習事業部 (由布市挾間町三船415番地12)	
2	学科	平成31年1月23日(水)	8:40~19:20 (受付 8:30~)	佐伯市保健福祉総合センター(和楽) (佐伯市向島1丁目3番8号)	1月9日 (水)
	実技	1月24日(木)	8:15~17:00	大分県労働基準協会教習事業部 (由布市挾間町三船415番地12)	

※ 本年度より学科のみ佐伯で受講となります。実技は、由布市挾間町 大分県労働基準協会教習事業部での受講となります。

※ 12Hコースの方は、学科講習時間が8:40~17:10までとなります。

※ 学科及び実技の規定講習時間を受講し、修了試験に合格した方が技能講習修了者となり、修了証が交付されます。

遅刻、途中退場、欠席した場合は修了できませんので、ご注意ください。

## 2 受講資格・受講料等(税込)

種別	受講資格	受講料	テキスト代	合計
12Hコース	・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者	36,720円	1,850円	38,570円
14Hコース	・大型特殊・大型・中型・準中型又は普通自動車運転免許所持者 ・フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械(整地等用、基礎工事用、解体用)運転技能講習又は不整地運搬者運転技能講習修了者 ・建設機械施工技術検定合格者	37,800円	1,850円	39,650円

## 3 定員 20名(定員に達し次第締め切らせていただきます)

## 4 申込手続

申込先	〒876-0815 佐伯市野岡町1丁目4-19広瀬ビル2階 (一社)大分県労働基準協会 佐伯支部 電話 0972-22-5080 FAX 0972-22-5087
申込方法	電話予約後、所定の受講申込書と受講要件にある資格証のコピー(両面)を添付し、佐伯支部まで送付ください。受講申込書は支部に常備しています。 (大分県労働基準協会のホームページからも取得できます。)
写真	写真2枚(同一のもの、申込前6ヶ月以内に撮影した縦3.0cm×横2.4cm(運転免許証サイズ)、無背景、上三分身、脱帽、色付きメガネ不可で、裏面に氏名を記入)をご準備ください。
受講料 テキスト代	講習開始7日前までに、現金を当支部までお持ちいただくか、次の銀行口座に振込みをお願いします。大分銀行佐伯支店 普通1490552 名義 (社)大分県労働基準協会佐伯支部
修了証	修了証は、実技終了後、合格した方のみ交付いたします。封筒は必要ありません。

## 5 その他

- ① 受講者が少人数の場合や天候等の事情により、技能講習を中止、延期、時間の変更等を行うことがあります。
- ② 当協会で開催した技能講習を修了されている方は、修了証を統合しますので、お持ちの技能講習修了証をご持参ください。
- ③ 納入された受講料等は払い戻しいたしませんので、代わりにの方の受講をお願いいたします。
- ④ 受講される方の氏名・生年月日等の個人情報につきましては、当協会が責任をもって管理し、他の目的では使用いたしません。
- ⑤ 熱中症予防のため、受講に際しては体調を整えていただくとともに水分補給のための準備をお願いいたします。
- ⑥ 建設事業主等に対する助成金(人材開発支援助成金)制度は当協会では**手続きできません**。利用するためには、**事業主が事前に労働局へ計画届を提出する必要があります**。(提出に必要な時間割を希望される事業所は、**講習開始日3週間以上前までに**、当支部にお申し出ください。)